様式第２号（第４条関係）

堺市アルフォンス・ミュシャ作品等貸付承認書

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

堺　市　長　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで申請のあったミュシャ作品等の貸付けについて、堺市アルフォンス・ミュシャ作品等貸付要綱第４条の規定により、次のとおり承認します。

１　貸付作品等

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付期間 | 年　　月　　日　から　　　年　　月　　日　まで（会期：　　年　　月　　日　から　　　年　　月　　日まで） |
| 展示場所 |  |
| 撮影等について |  |
| 貸付けの条件 |  |
| 貸付作品名等 |
| 作品名 | 作家名 | 技法 | 制作年 | サイズ（cm） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※展示状況を写真その他の展示会場に関する資料を添えて報告してください。

２　遵守事項

(1)「堺市美術アルフォンス・ミュシャ作品等貸付要綱」を遵守し、堺市の指示に従うこと。

(2)上記貸付作品の輸送及び展示に要する一切の経費並びに貸付期間中に係る保険については、

借受者において負担すること。

(3)貸付期間中の上記貸付作品を善良なる管理者の注意をもって取扱い、亡失、汚損、き損等により堺市に損害が生じたときは、直ちに堺市に報告し、その指示に従うとともに、原状に復する、又は損害を賠償すること。

(4)上記貸付作品の汚損、き損等の事故を未然に防止するため、原則として室内で専用の展示スペースや展示ケースを確保するとともに、24時間で監視する警備体制を整備すること。

(5)貸付申請書に記載された目的以外に使用し、譲渡し、交換又は転貸しないこと。その他、上記貸付作品の著作権等の権利を侵害しないこと。

(6)陳列又は印刷物等により公開する場合には、堺市所蔵であることを表示すること。

(7)上記貸付作品の複写・複製・印刷物転載等をしないこと。

(8)貸付期間満了の日までに遅滞なく指定された場所に返還すること。

(9)貸付期間中に市長が貸付承認を取り消したときは、速やかに返還すること。

(10)貸付申請書の記載内容に変更がある場合は、速やかに報告すること。

(11)堺市と協議の上、必要に応じ、付保すること。